

中泊町障害者活躍推進計画

機関名：中泊町

任命権者：中泊町長

1 計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
中泊町における障害者雇用に関する課題	<p>中泊町においては、過去の障害者任免通報の内容に誤りが見られ、平成30年に見直し・修正を行った結果、法定雇用率未達（ただし、雇用しなければならない障害者の数は0人）であった。令和元年度には、さらに法定雇用率を大幅に下回り、当該任用に対する取り組み強化が喫緊の課題となっている。</p> <p>当町は職員総数が135人程度（令和2年4月1日現在、定数内常勤職員）の機関であり、これまで障害者に限定した職員・非常勤の募集・任用は行っておらず、そのノウハウの蓄積もない。今後も職員数の減少・適正化が続く中、ますます任用環境は厳しくなってくると予想される。</p> <p>そのような中でも、障害者雇用促進法の改正等により障害者雇用の機運が高まりをみせており、お互いに共生していく社会実現に向けて、バリア解消のための適切な配慮のもとに障害者が健常者同様の仕事を処理できる環境構築と、障害特性に応じた仕事の創出・開発、既存職員の意識変革が当町の主な課題である。</p>
2 目標	
①任用に関する目標	現状の障害者雇用率1.19%（令和2年3月31日現在）を早期に解消し、法定雇用率（令和3年：2.6%）以上を目指す。
②定着に関する目標	不本意な退職をなるべく生じさせないことを目標とする。その達成状況は、毎年の任命状況通報のタイミングをとらまえ、人事評価等を元に定着状況を把握・評価する。

3 取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する（対処済） ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、組織内における障害者の支援体制を構築する必要があることから、相談先を設定（障害者雇用推進者、人事担当など）するとともに、本人の同意が得られた場合は相談内容を関係者間で共有する。 ○人事異動等によって相談先が不明確にならないよう、適切な引き継ぎと分担の明確化を行う。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○現に任用している障害者が従来の業務遂行が困難となった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果をふまえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望をふまえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・任用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、または特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ○各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。 ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。